

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第19回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年12月1日（木） 15:00～15:40

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、杉山 武彦（分科会長代理）、加藤 憲一、篠崎 悦子、
菅 美千世、清野 幾久子、高橋 温、多賀谷 一照、永峰 好美、樋口 清秀
(以上10名)

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、渡辺 秀行（検査監理室長）、
長塩 義樹（郵便課長）、吉田 宏平（郵政行政部調査官）、
牛山 智弘（国際企画室長）、徳永 誠司（貯金保険課長）、
井上 雅夫（信書便事業課長）、情報流通行政局総務課（事務局）

第4 議題

諮問事項

特殊切手「東日本大震災寄附金付」等に付加された寄附金の配分団体等の認可

開 会

○田尻分科会長 お待たせしました。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第19回会合を開催させていただきます。

本日は委員11名のうち、8名の先生方が今ご出席でございますが、既に定足数は満たしております。なお、あとお2人、今こちらに向かっておられるということでございます。

○田尻分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件でございます。

諮問第1060号、「特殊切手「東日本大震災寄附金付」等に付加された寄附金の配分団体等の認可」に関する件でございます。まず、総務省のほうからご説明をお願いいたします。

○長塩郵便課長 総務省郵便課長の長塩でございます。それでは、ご説明させていただきます。

資料は2種類ご用意させていただいています。資料19-1と書いていますA4縦のもの、それからA4横の資料でございます。資料19-1、A4縦のものが、今回の諮問でございます。概略をざっとお目通しいただいた上で、概要についてはA4横のペーパーでご説明させていただきたいと思っております。

A4縦のペーパーを1枚おめくりいただきますと、諮問書がついています。今ございましたとおり、郵便事業会社から、「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」、それから「東日本大震災寄附金付」の特殊切手について、寄附金の集められたものについて配分しようというものでございます。

その次のページをめくっていただきますと、その審査の結果（案）がありますが、その後、関係の配分の事業等の資料が後ろについています。必要に応じて、またこちらを出していただきますが、A4横のペーパーで早速ご説明させていただきます。

A4横のペーパーを1枚おめくりいただきますと、今申し上げた特殊切手、それからかもめ〜るを販売したという概要が書いてございます。

寄附金付の特殊切手でございます。これは額面80円で、寄附金が20円ついていません。これを販売期間として、6月から9月にかけて販売しています。実は、少し周知不足等もございまして、夏までの販売予定だったところを、約1カ月間、5週間、途中で延長したという経緯もございます。

それから、「かもめ〜る」につきましても、額面が50円のもので寄附金が5円ついていないというものでございます。これについても、8月26日まで販売したという経緯があります。その物は、右側に少しコピーでご用意していますが、ちょっと現物もご用意していますので、順にごらんいただければと思います。

販売状況ですが、切手については、4,168万枚、販売率にして6割弱でございます。「かもめ〜る」につきましても、1,209万枚、こちらは約4割強の販売ということになってございます。それぞれ7,000万枚と2,800万枚発売されたということでございます。

同様の期間で、配分を希望する事業についても公募をしております、全体で

126団体、284事業、93億円の申請が上がってきたというところでございます。

これらをもとにしまして、今回ご審議いただく認可申請の概要です。2の(1)ですが、今期は、この春にもご審議賜りました年賀はがきについての寄附金の配分と同様のスキームで、そのときと資料等も同様にご用意させていただいているというところではございます。配分団体83団体の案が郵便事業会社から上がってきています。先ほど申し上げた申請との比率ですと、今回の採択率、これは案の段階ですが、団体では66%、事業数で言いますと、約3割というところが選択されているという状況でございます。

配分原資等につきましては、後ほど触れさせていただきますが、全体として、原資としては8億9,000万円程度ということになってございます。

一番下の2行でございます。最後のところで、今回は配分事業、配分主体を含めまして、こういったものが適正かどうか。それに加えて、(2)のところですが、実際に配分を受けた寄附金がどのように使われるかという配分団体が守らなければいけない事項、それから監査に関する事項、こういったものもどうかということをご審議いただくということでございます。

1枚おめくりいただきまして、3番、「寄附金配分の考え方」でございます。配分の対象としましては、今回の東日本大震災による被災者の救助またはその予防を行う事業ということで、今回の公募対象団体といたしますのは、地方公共団体に限定してございます。これは、阪神大震災のときも同様の取り組みがありまして、それにならったものでございます。具体的には、被災地域の自治体について、関係の法律がありまして、それらに法定されているもの、あるいは政令等で定められている一定の被災自治体をベースにしておりまして、具体的には、列挙されておりますような9県、それから186の市町村ということでございます。

配分金の使途等についての前提ですが、今回配分を受けた寄附金につきましては、平成24年11月30日までに使用していただきたいというふうな前提でございます。

(4)「配分額の決定方法等」でございます。配分団体ごとの配分すべき額や寄附金の使途につきましては、まずは郵便会社において一次的な審査としまして審査いただいております。その結果に基づきまして、郵便会社において、外部の有識者をお願いいたしまして、寄附金審査アドバイザー会合という枠組みの中でさらに審議をいただき、今回の原案に至っているということです。

この外部の有識者と申しますのは、年賀の寄附金の際に同様に審査いただいた外部の構成による委員会がでございます。このメンバーの中から、今回の震災についてもご審議いただける方ということでご相談しまして、そのうち5名の方をお願いしたというふう聞いています。

その審査の基準ですが、下3行でございます。1つは、直接性ということで、今回の大震災の発生による被災者の救助に直接つながること。それから、緊急性。緊急の必要性の高いこと。3つ目として、確実性。しっかりと計画に基づき、しっかりとした執行体制が確保されていることでございます。

1枚おめくりいただきまして、審査の過程で、やはり被災した、特に中心的な3県が手厚く配分するべきではないかというふうな意見もございまして、結果としまして、配分額(案)の87%が東北の3県の自治体に配分されているという形になっております。

それから、配分対象の事業は、先ほど少し冒頭にごらんいただきました申請書に83の事業を詳しく箇条書きで列挙しておりますが、それを大きくくり化したものがごらんのところがございます。1つとしましては、(5)の①でございます。機材等の購入に充てる。例えば、避難所の非常用電源確保のための発電機を整備しようという事業。これがかなりの数、同様なものがございます。それから、②といたしまして、備蓄関係ということで、防災倉庫を整備しようというものととか、あるいは避難住民のための備蓄品を購入しようという事業で、これらも複数ございます。それから、③としまして、放射能関係ですが、安全のための個人線量計の配布ですとか、あるいは除染にかかわる事業、こういったものについて。それから、さらに④としまして、減災のためのマニュアルづくりですとか、あるいは意識を向上させるための学習に充てる事業。こういったものが83の事業として採択されているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、以上を前提とした審査の案でございます。これも春のご審議のときと全く同形式ですが、概要だけご説明させていただきますと、ご案内の審査基準に基づきまして、右側がその審査結果ということでございます。まず、右側の欄の下線部分で、下のところ、4ページというところですが、「認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類」。形式的なところですが、これはすべて必要な書類が必要な書式で提出されており、審査結果として中ほどの段、「適」ということになってございます。

1枚おめくりいただきまして、下のページ、5ページでございます。右上の下線部分の「取りまとめた寄附金から控除する費用及び配分団体ごとの配分すべき額」でございます。まず1つ目の(1)、「取りまとめた寄附金から控除する費用」。これも関係資料をつけさせていただいていますが、チェックしましたところ、これはきちんとした計算算定が行われているということで、「適」としてあります。

それから、下半分の(2)、「配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額」ということでございます。これが一番のポイントになるかと思いますが、このところにつきましては、従来こういう選定過程——先ほどご紹介させていただいたようなことがきちんと行われているかどうかということをチェックするという視点で審査をするということになっています。

かいつまんでご紹介させていただきますと、中ほどですが、今回の審査に当たっては、会社において対象事業の範囲・条件に関する内容をきちんと行い、その上で社外有識者から「審査アドバイザリー会合」において適正な審査が行われていると。その配分結果等も、法令に照らして適正であり、全体として見れば、審査の過程については、公正であると認められると。したがって、この配分すべき額は妥当なものと認められるということで、「適」という形にしております。

次のページ、6ページでございます。右上のところ、3番というところの下線部分です。「配分団体が守らなければならない事項」ですが、ここにつきましても春と同様でございます。配分金の使途制限や実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等がきちんと定められており、全体として妥当なものであると。

また、その下、4番でございます。監査につきましては、監査に必ずする義務、監査実施時期、監査の実施方法等が定められており、妥当なものと認められるということで、

以上すべての項目について、「適」ということになっています。

参考資料は、後ろに関係のものを一通りご用意してございますが、1点だけ、下のページ数で20ページというところがございます。後ろから4枚目です。

ここに列挙されておりますのが、下のページ数19ページからの続きですが、これまでの寄附目的を限定した寄附金付切手の発行状況等でございます。今回ご審議いただく「かもめ〜る」、特殊切手「震災関係」は、下の2段でございます。

冒頭にご紹介させていただきましたとおり、それぞれ2,800万枚、7,000万枚というふうな発行をさせていただいてございまして、全体の並びでは、やや販売率がほかに比べて少し落ちるようにも見受けられますが、上から2段目のところに、ちょうど阪神大震災の例がございます。平成7年ですが、当時5,000万枚を発行いたしましたという状況でございます。発行枚数が今回かなり多うございましたということから見ますと、金額ベースでは、実はいずれも9億円というふうに同程度の寄附金が集まるという結果になっています。また、当時からしますと、かなり寄附金の手段もさまざまな取り組みが行われておりまして、そういうことを考慮しますと、今回の寄附についてはかなりの賛同が得られたというふうなことも言えるのではないかと考えています。

以上、簡単ではございましたが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞご遠慮なくご発言いただければと存じます。

はい、どうぞ。樋口委員。

○樋口委員 すみません。過去の話で申しわけないのですが、阪神・淡路大震災の配分先が2団体になっておりますが、この2団体というのは、県とか、そういう大きな行政単位にされているのでしょうか。

○長塩郵便課長 兵庫県、それから神戸市でございます。

○樋口委員 そうすると、今度のこの大震災は、広域にわたって、なおかつ市町村まで対象にしたという部分は、きめ細かくなったという認識ですか。

○長塩郵便課長 はい、そうです。基本的に、被災地域が広範囲になっているということとして、冒頭ご紹介した9県、それから関係の市町村、全体を申請者として募ったということでございます。

○樋口委員 わかりました、どうもありがとうございます。

○田尻分科会長 菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅と申します。この周知というのは、どこでなされたかわからないのですが、私も終わった後で知って、「かもめ〜る」も使ったんですけども、このとき知らなかったの。やはり発行枚数は確かに増えていて、「かもめ〜る」なんかも落ちている段階で、これだけ売れたというのは、やはり関心度が高いかなとは思いますが、販売率からいくと、もうちょっとあってよかったかなという。その周知の仕方というのはどんな、ここの委員会はちょっと関与していないかと思っておりますけれども、もしご存じでしたら教えていただけないでしょうか。

○長塩郵便課長 基本的には、まず報道発表を行いまして、関係の自治体等にもしっかり周知したと。あと、郵便会社において、支店とか、そういった営業の場面を通じて周知していたということで、あとはネットなんかを通じて、いろいろな機会をつかまえて、そういうネット等のルートでも周知をしたというふうに伺っております。ただ、初動、なかなか浸透しなかったということもございまして、当初の予定よりも5週間さらに周知期間を延ばして、現場といいますか、そういう支店等のレベルで再度一生懸命周知をして、おおむね行き渡ったのではないかとということまで達したというふうに伺っています。

○菅委員 了解しました。

○田尻分科会長 ほかに何かございますか。はい、どうぞ。永峰委員。

○永峰委員 私も菅委員と同様の意見です。寄附金付切手の販売率が、「かもめ〜る」43.2%、それから特殊切手59.5%というのは低過ぎると思います。もちろん周知の仕方にも改善の余地があるのでしょうけれども、今、切手は、集めるのが趣味のコレクター以外、昔ほどは使うことが少なくなっているという状況において、切手販売の形での寄附金でいいのだろうかということが1つ疑問として挙げられます。例えば、いろいろハードルはあるかもしれませんが、メールとかスマートフォンとかにも対応して、同様に寄附ができるようなシステムが作れないか、もう少しポジティブに考えていく時代ではないかと思うのです。

それから、もう1点よろしいでしょうか。配分対象事業の概要のところ（3ページですが）、ここに挙げられている事業はすべて重要だとは思いますが、けれども、例えば、「その他」にある防災に関しての災害体験学習などの機材の購入など、防災教育を担当する内閣府でも、何かの形で補助金のようなものが出ていたのではないかと記憶しています。省庁間のそういった重なり合いが整理されているのだろうかという疑問に思っています。今回のような震災の場合は、できれば、（被災地に）ダイレクトに届く（または伝わる）事業に対する配分という形でご配慮なさる方がいいのではないだろうか考えるので、意見として申し上げたいと思います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。どうぞ。

○長塩郵便課長 若干補足をさせていただきます。

まず、周知活動、先ほどのさらに繰り返しの点もございしますが、具体的には、報道発表、それからホームページの掲載を行いました。そのほか、自治体の9県、あるいは関係の市などに、郵便会社の地元の支店長が訪問し、説明を申し上げているということがございますし、また本社からも対象となる地方公共団体あてに、郵送で周知をさせていただいたり、あるいは東日本大震災支援ネットワークというふうなものがございまして、こういったネットワークを通じての周知等を行ったということです。

ただ、販売率が結果として、なお少し低めに出ています。これは実は、なかなか難しいといいますか、確たることも申し上げられないのですが、やはり、いろいろなところで寄附金活動の取り組みが行われていましたので、ほかのところで寄附してしまったというふうな事情もあり、すべての寄附がこの切手等に集まってきたというのはなかなか難しかったのかなということが一般的に言えるかと思えます。

同様な取り組みとして、例えば、災害復興に関しては、東日本大震災の復興宝くじと

いうものが、ちょうど同じような取り組みだと思えますが、同時期に販売された例がございます。ところが、こちら販売率が約3割にとどまるということでございまして、なかなか総額としては、寄附は、全国的にも集まったと思えますが、個々については、少し低めの数字が出ているのではないかというふうに推察されるという状況でございます。

それから、各市町村や、あるいは中央省庁が関与した形での事業との重なり合いということでございまして、今回の復興支援や、あるいは復旧ということにつきましては、ご案内のように、国においても、かなりの予算措置を講じておりまして、最近では第三次補正予算というものが、ちょうど国会で通っているという状況でございます。今回の寄附金の配分にいたしましても、郵便会社のほうで、そういうふうなさまざまな既存の補助金や、ちょうど申請過程、あるいは審査の過程では、まだ国会を通過していませんでしたが、こういう第三次補正との兼ね合いなども含めて、自治体のほうにも意向を再度確認等をしているということでございます。自治体のほうとしては、いずれにしても財政的には非常に厳しい状況ですので、寄附金はぜひ欲しいし、総合的な意味で、使える補助金、適正に組み合わせられるものであれば、極力いろいろなところを組み合わせ、総合的にトータルな形での復旧・復興事業を推進したいという意向がありまして、これも申請があれば、場合によっては、ほかのものと組み合わせる形で適正に使われるということになってございます。

もし、ご説明で漏れがありましたら、ご指摘いただければと思いますが、以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 横書きの3ページの配分対象事業のところに概要があるのですが。映像等、それから私も直接にちょっと行ったりして、膨大な瓦れきがまだ残っているのですよね。そして、ここの詳細に、まだちょっと読みこなせていないのですが、瓦れき撤去とか、あるいはそういった処理のことに関する申請はあまりなかったのですか。期間的に、まだそこまで行けてないというか。これを使わなければいけないのが、平成24年11月まででしたか。それで、全くその辺の見当がつかかっているのか。その辺がわかれば、ぜひお願いしたいのですが。

○長塩郵便課長 いわゆる瓦れき撤去関係の事業は、伺っている範囲ではございません。現実にはございません。おそらく自治体のほうで、瓦れき撤去については、どういうふうにするかというのが、国・自治体のほうで、春先からずっと議論になってございますし、一次補正、二次補正等ございましたが、そういった中で手当てされておりますので、こちらの寄附金のほうには申請がなかったということではないかと思えます。

○篠崎委員 手当てがされているのですか。

○長塩郵便課長 瓦れき撤去は、現に……。

○篠崎委員 何か、まだ全然進んでいないような……。

○長塩郵便課長 ええ、そういうご指摘はございますが、政府としては、関係自治体とともに進めているという状況というふうに承知しています。

○篠崎委員 そうですか。そして、これには、その関係面の応募はなかったというこ

となのですか。

○長塩郵便課長 はい、今回の寄附金との関係ではということでございます。

○篠崎委員 そうですか。

○田尻分科会長 どうぞ、菅委員。

○菅委員 私は、この配分対象事業、主に災害に関する機材とか、そういう周知をするための機材というのは、被災地はほとんど流されて、全然なくなっていることから考えると、復旧という形では、非常にいいのかなと。そここのところは、災害がもう来ないというわけでないから、早めに整えなければいけないものだと思いますので、その配分状況は非常によかったと思います。個人の寄附金ですね、これが個人宅にまだまだ配分されていないと聞きます。お正月に行くかどうかという進捗状況ですので、やはりやれるところから、きちんとやっていって、細かくやっていけるのも、やはり足回りがいいということで、大変いい結果だと思います。

それで、放射能測定の機材がなかなか足りなくて、それからうまくバランスとれたものがなくて、簡易的なそういう測定ができないというのが、結構聞こえてきますので、そこら辺にも、もう少し個人が測れる線量計を公民館など、あちこちに置けるようにすればよかったかなと思います。福島県が1つで、あとはホットスポットといわれるところでもないところからも出てきていますので。この配分は非常によかったと考えております。

○田尻分科会長 ありがとうございます。加藤委員、自治体のお1人でございます。よろしくどうぞ。

○加藤委員 この審査の結果自体は、これで多分いいと思いますが、結局、168団体、地域に該当地帯があって、そのうち126団体から手が挙がって、結局採択されたのが83自治体ということで、要は、手を挙げて漏れてしまったところが当然あるということで、この辺が全体の審査の中で、相対的に優先順位が低いというふうに判断されたのだと思いますけれども、地域にとっては必要性のある事業も結構あったのだと思うのです。

それで、過去のこの手の事業は、大体1回やって、継続的なものというのは今までやられていない記録になっていますけれども、例えば福島県等は、当然放射能からの避難体制というのは長期化をしていくということで、ハードまわりでない、例えば子供たちのいろいろな支援だとか、いろいろな放射能からの避難にまつわる作業というのは、これからずっと続いていくわけですよ。そういう意味で、第2弾というか、そういったものというのは今考えていらっしゃるのか。その辺をちょっと聞きたいのですけれども。フォローしていく意味での、今後の長期的な、今後の震災対応、あるいは派生するさまざまな状況に対する、この手の措置というものを、第2弾、第3弾、考えているのかどうか。

○長塩郵便課長 この郵便絡みでの寄附ということについては、まず、今回お認めいただいた場合には、それを適正に執行するということがございます。少しでも効率的、あるいは役に立つようにということでございます。

それから、こういう形でのさらなる寄附金付切手の発行があるかどうか、これはちょっと定かではありませんが、少なくとも今発売している年賀があります。その年賀の配

分については、また今年の春と同様に、来年の春にご審議賜ることになると思いますが、その中の項目の1つとして、やはり震災対応、こういった項目がございますので、そのときの状況に応じて、そこを少し手厚くした形で審査いただくということがございます。この春も、震災が起きたことによって、追加の募集等をさせていただきまして、たしか1億円ですが、これをそこに重点的に充てようというふうなご審議を賜ったと思います。そういう状況が来年も続くとなれば、そういった形も含めてフォローをいただくということになるかと思えます。

○加藤委員 あと、どうしても被災地の被災の状況によって、特に役所が被災した・しないというようなことの程度の差によって、あと首長さんのいろいろな意味での日ごろのネットワークのある・なしによって随分自治体に振り向けられている、あるいは自治体の獲得している、いろいろな支援の質量に大分差があるというふうにも見ています。ですから、今回もいろいろ忙しい中で申請を出して、出したけれども、つくり込みが不十分で採択できなかったようなことも、もしかしたら厳密に見ていくとあるかもしれないのですよね。ですから、今後、追加的にそういう次の寄附金付の何か事業があるときには、なかなか難しいと思いますけれども、その自治体サイドのいろいろな状況もなるべく細かく見てもらいながらフォローしていくようなことも、ぜひご配慮いただきたいというふうには思います。

○長塩郵便課長 ありがとうございます。賜ったさまざまな意見につきましては、先ほどのご意見につきましても、私どものほうで郵便事業会社にはきちんと伝え、それを生かしていただくような形をお願いをしたいと思います。

○田尻分科会長 はい、樋口委員。

○樋口委員 お願いなのですが、教育関係者なので、特に小学校・中学校もちょっと委員をしております。避難の生徒が東京にも入っているのですけれども、少し教育、小学校・中学校の避難している生徒の視点で、e-Learningを含めて、そういう機器の配布あたりも、もう少し考えていただいて。やはり福島県から台東区のほうに避難している子供たちというのは、やはり、まず方言から必要ですけれども、なかなかはじめないところがあるのですね。それで避難していますから、なかなかそういう機器も購入できない。それにもかかわらず学校に行かなければならないというのがありまして。先生と話をしてほしいとか、そういう情報機器を新しい形で使うように、義務教育課程における子供たちの学習環境の整備というところで少し資金をいただければなと思っておりますので、今後そのことを、ちょっと郵便会社に伝えて、もし新しい事業がありましたら、そういう視点で寄附の配分を考えていただければと思います。希望ですけれども、よろしくお願いたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでしたら、諮問第1060号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにいたしてはかがかと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申をすることといたします。

以上で本日の議題が終了いたしました。この際、委員の皆様から何かご発言ございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局のほうから、どうぞ。

○菊池企画課長 よろしゅうございますか。一番最後に、中間決算の資料1枚紙をつけさせてもらっておりますので、その概略につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

日本郵政グループの中間決算でございますけれども、先月の14日にオープンとなっております。表に沿って説明させていただきますけれども、まず一番上が、これは連結ベースでございます。右のほうを見ていただきますと、経常ベースで5,318億円、対前年で9.6%。中間純利益で2,307億円、対前年で39.7%ということで、利益が非常に大きく伸びているというような数字になってございます。

ただ、今年は、非常に特異な年でございまして、表の下の※印を見ていただくとおわかりになるかと思っておりますけれども、日本郵政グループ5社の今年の春闘の妥結でございまして、ボーナスのカットをしております。従来は、年間4.3カ月支給していたものを3.0カ月ということで引き下げております関係で、上期の影響額は、グループ全体で590億円のコスト削減をしているというのが1つの大きな特殊要因でございまして。

あと、もう1つでございまして、これは、ゆうちょ銀行でございしますが、そこでまたご説明申し上げますけれども、金銭信託の売却益が約530億円出たという2つの特殊要因がございまして。ちなみに、この2つの特殊要因をなかったとしますと、中間純利益は、昨年と同レベルというような内容になってございます。

各社の決算の状況を個別にご説明申し上げますと、特徴的なものは、郵便会社でございまして。減収で、ただ損失は縮小しているというような状況になってございます。

まず収益でございまして、郵便の下げというのが、今回は震災の影響もございまして、対前年同期比で5.5%のマイナスということで、ちょっと減少幅を拡大しております。ただ、ゆうパックにつきましては、昨年の7月に遅配事故を起こして、相当お客様離れが発生したということもありましたので、対前年同期比で見ますと、それほど悪くなっていないというような状況になってございます。

郵便につきましては、先ほどのボーナスの影響額でございまして、コスト的には256億円のコスト削減効果をもたらしているというようなことで、これは上の段が経常で、下の明朝体が営業損益ベースです。営業損益ベースを見ますと、マイナス719億円、非常に大きな赤字ではございまして、対前年同期比に比べますと、208億円改善している状況にございまして。

先ほどボーナスが256億円ということで、ボーナスの影響額よりもこの改善額が少ないんじゃないかと思われるかもしれませんが、実は、昨年度は、7月にJPExを統合してございまして、JPExの赤字分は、7月・8月・9月の3カ月分しか反映してございまして。ちなみに、昨年度のJPExの4月・5月・6月期は、183億円の赤字でございまして、それを修正しますと、営業損失ベースで391億円の改善ということになってございまして。今後、事業計画が通年で、営業損益で見まして403億円の赤字を予定しているところでございまして、それを達成すべく、これから半年にかかりますけれども、頑張っていくというような状況になってございまして。

あと、次が局会社でございますけれども、ここは手数料で食っているところでございますので、手数料のいかんによって収支が大きく影響されるわけでございますけれども、ここも社員が多うございますので、ボーナスの影響額としまして、276億円のコストが浮いているということになっております。ただ、窓口手数料自体はコストに反映して設定されるというような構図になってございますので、人件費等が浮きましたので、3事業に対しまして166億円の手数料をお返ししているということで、こちらはマイナス要因になってございます。そのプラスマイナス要因があるわけでございますけれども、営業利益としましては、230億円、対前年では24.2%の増加ということになっております。

ちなみに、局会社は、通年で80億円という営業利益を見込んでおりますので、このまま推移すれば、事業計画を達成できるのかなと思っております。

銀行でございますけれども、冒頭に申し上げました金銭信託の売却益が約530億円が営業収益のほうに計上されております。ここで3.0%の収益増となっておりますけれども、これは額で見ますと、増加額が343億円でございますので、ちなみに、その売却益がなかったらば、ここも減収になっていたというような決算になってございます。

ちなみに、ゆうちょ銀行でございますけれども、残高は、やはりまだ減ってございます。震災等がありましたので、流動性預金が増えていると。反面、定期性預金が減っているというような構図になっていると聞いております。結果としましては、174.8兆円で、対前年で0.1兆円、まだ減少傾向が続いているという状況でございます。

保険につきましては、これはもう契約件数がどんどん下がっているというトレンドがとまらないという状況になってございまして、収益については、保険料収入の減、あとは特殊要因としまして、外債の減損、これが約300億円ということで、経常ベースで見ますと、対前年11.4%の減少になってございます。ただ、保険でございますので、最終的には配当準備金等々で調整が図られますので、最終利益自体は2.0%の減というような状況になってございます。

この資料にはございませんけれども、震災の撤去なり原状回復費用の影響について、ちょっと補足させていただきます。

撤去費用なり、あとは原状回復費用につきましては、実は昨年度末の決算で、グループ全体で約37億円、引当金処理をしております。今はかかった費用につきましては、その引当金を取り崩しているというような状況になっているわけでございますけれども、この上期の取り崩し状況を見ますと、大体見込んでいたペースでコストが発生しているということで、今回の中間決算において、震災で必要な追加的なコストというものはないというふうに聞いてございます。

私からの説明は以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ただいまの件で何か補足的なご質問、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の予定は、これですべて終了いたしました。年末を控えて、大変お忙しいところを、きょうは11名のうち10名ご出席いただき、大変ありがとうございます。

これをもって終わらせていただきます。

閉 会